

## 令和2年6月山口県議会定例会議案目次

### 条 例

議案第4号	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第5号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第6号	山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………	5
議案第7号	過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	11
議案第8号	山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………	13
議案第9号	山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例……………	15

## 議案第四号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和二年六月二十四日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十六年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（知事等の給料の特例）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（知事の期末手当の特例）

第二条 知事の令和二年六月の期末手当は、知事等の給与及び旅費に関する条例第九条の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第五号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和二年六月二十四日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「とき」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号へ中「救護」の下に「その他のこれらの者に接する業務で人事委員会が定めるもの」を加える。

第二十七条第一項中「附則第三項」を「附則第五項」に改める。

附則第六項を附則第八項とし、附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第七項とし、同項の前に見出しとして「（警察作業手当の特例）」を付し、附則第四項を附則第六項とし、附則第三項の前の見出しを削り、同項を附則第五項とし、同項の前に見出しとして「（災害応急作業等手当の特例）」を付し、附則第二項の次に次の見出し及び二項を加える。

（感染症防疫等業務手当の特例）

3 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項において単に「新型コロナウイルス感染症」という。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に実施される措置に係る業務で人事委員会が定めるものに従事したとき

は、感染症防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第十条の規定は、適用しない。

4 前項の手当の額は、一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いがある者の身体に接触する業務又はこれらの者に長時間にわたり接する業務その他これらに準ずるものとして人事委員会が認める業務に従事した場合にあつては、四千元）とする。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。） 附則第三項及び第四項の規定は、令和二年二月一日から適用する。

##### （感染症防疫等業務手当の内払）

2 改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第十条第二項第一号の規定により令和二年二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた感染症防疫等業務手当は、改正後の条例第十条第二項第一号又は附則第四項の規定による感染症防疫等業務手当の内払とみなす。

## 議案第六号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

令和二年六月二十四日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「から第五項まで」を「若しくは第四項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第五十二条第一項中「第七条の規定による」を「で定める」に改める。

第六十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第八十六条第一項第一号イ(1)、第二号イ(1)並びに第三号イ(1)及びハ(1)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第九条の四の十第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の十三第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に

改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第九条の五第五項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十五条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に、「第三十五条の三第一項」を加える。

附則第十五条の二第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十七条の五第一項の表附則第十五条の二第三項の項及び同条第三項の表附則第十五条の二第三項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に、「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則に次の三条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例)

第二十条 法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第二十一条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄(次項において「払戻請求権放棄」という。)を同条第一項に規定する指定期間(次項において「指定期間」という。)内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の法第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十七条の三の規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第二十二條 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六條第四項の規定の適用を受けた場合における附則第五條の四の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

第二條 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改める。

第三十六條中「第四項、第十九項、第二十二項及び第二十三項」を「第三十一項、第三十四項及び第三十五項」に改める。

第四十六條第三項中「連結完全支配関係がある連結法人」を「通算完全支配関係がある通算法人（法人税法第二條第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項において同じ。）」に、「当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度の連結所得の金額」を「同法第二編第一章第一節第十一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」に改める。

第六十五條第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中第五十二條第一項及び第八十六條第一項の改正規定並びに附則第九條の四の十第二項、第九條の四の十三第四項から第七項まで及び第九條の五第五項の改正規定並びに附則に三條を加える改正規定（附則第二十條に係る部分に限る。） 公布の日

二 第一條中第二十六條第一項の改正規定並びに附則第十五條第一項、第十五條の二第三項並びに第十七條の五第一項及び第三項の改正規定並びに附則に三條を加える改正規定（附則第二十條に係る部分を除く。）並びに次項の規定 令和三年一月一日

三 第二條中第六十五條第二項ただし書の改正規定及び附則第八項の規定 令和三年十月一日

四 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び附則第三項から第六項までの規定 令和四年四月一日

（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例第二十六条第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

4 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の山口県税賦課徴収条例（以下「改正前の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

5 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

6 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、改正前の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

（県たばこ税に関する経過措置）



- 7 令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。
- 8 令和三年十月一日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

## 議案第七号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和二年六月二十四日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

### 過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。  
第二条第十号中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 令和二年四月一日以後に改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第六項、第五条第四号又は第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備の建設に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和二年山口県条例第 号）の施行の日から一月以内に」とする。

## 議案第八号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令和二年六月二十四日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の7の表十六の項中「ブルセラ病検査」を「ブルセラ症検査」に、「結核病検査」を「結核検査」に、「家きんサルモネラ感染症検査」を「家きんサルモネラ症検査」に、「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第九号

山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

令和二年六月二十四日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

山口県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年山口県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
第十六条の次に次の一条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修の機会の確保）

第十六条の二 浄化槽保守点検業者は、その事業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能の向上を図るための研修の機会を確保しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。